

第3 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現

分厚い中間層の復活を目指し、就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールの整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働者が生涯を通じて安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進し、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現を図る。

1 「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて(非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善) 325億円(283億円)

(1) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】

58億円

平成 24 年 3 月に策定した「望ましい働き方ビジョン」などに基づき、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを策定するとともに、事業主のこれらの取組を促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる指導援助体制を抜本的に強化する。併せて、非正規雇用の問題についての国民的議論を喚起する。

このほか、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向けた検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】

16億円(25億円)

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援や雇用管理改善のモデル事業を実施する。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(3)改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施) 3.8億円(3.4億円)

改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。

また、有期契約労働者を雇用する事業主に対し、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、必要な指導などを行う。

(4)今後の労働者派遣制度の在り方についての検討 69百万円(81百万円)

改正労働者派遣法や附帯決議などに基づき、期間制限・専門26業務の在り方や、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方などについて検討する。

(5)職業能力評価基準の整備・活用促進(再掲・41ページ参照)

1.8億円(2.5億円)

(6)最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底(再掲・47ページ参照) 35億円(41億円)

(7)フリーターなどのキャリア形成、正社員転換などの就職支援の強化(再掲・36ページ参照) 104億円(65億円)

(8)ジョブ・カード制度の推進(再掲・36ページ参照) 95億円(105億円)

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

93億円(109億円)

(1)過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し 10億円(12億円)

年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発・普及や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した長時間労働の抑制への対応など、労使の自主的な取組の支援を行う。

長時間労働の実態などに関する調査を実施し、必要な検討を行う。

(2) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

98百万円(52百万円)

看護師などの医療従事者の勤務環境を改善するため、医療労働に関する専門的な相談体制を拡充するとともに、医療機関などでの労働時間の管理の改善に向けた地域の取組体制を強化する。

(3) バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制【一部新規】

1.5億円(97百万円)

運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令などの講習を行う。また、国土交通省との都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善などに係る情報・意見交換を行う。

さらに、業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令などの周知などを行う。

(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進、良好な在宅就業環境の確保など

67百万円(72百万円)

「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労務管理などに関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。

また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者や仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。

(5) 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・34ページ参照)

78億円(92億円)

(6) 仕事と介護の両立支援策の推進(再掲・35ページ参照)

52百万円

(7) 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援(再掲・38ページ参照)

13百万円

(8) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部前述・43ページ参照)

97百万円(3億円)

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

83億円(77億円)

(1) 業種の特성에応じた労働災害防止対策の推進【一部新規】(一部前述・39ページ参照) 5.3億円(1.1億円)

労働災害の発生件数が多く、安全に対する意識の低い傾向にある第三次産業（小売業、社会福祉施設など）について、事業者に対するコンサルティングを実施し、安全に対する動機付け・意識高揚を図りつつ労働災害防止のための取組を推進する。

また、陸上貨物運送事業の荷役作業現場での墜落・転落防止のためのガイドラインの策定、指導や建設業の手すり先行工法や個人用保護具の普及により、墜落・転落災害の防止を図る。

(2) 復興工事に従事する労働者の安全確保(再掲・48ページ参照)【一部新規】 2.5億円(3億円)

(3) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策(再掲・48ページ参照) 5.1億円(6億円)

(4) 原発事故からの復旧・復興事業者の適正な放射線管理実施の指導(再掲・48ページ参照)【新規】 1.6億円

(5) 石綿ばく露防止対策の推進【一部新規】 15億円(15億円)

引き続き建築物などの解体作業での石綿ばく露防止対策の徹底を図るとともに、石綿含有製品の輸入などの禁止の徹底を図る。

また、改正が予定される労働安全衛生法による電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定や譲渡制度の円滑な施行を図る。

(6) 職場での化学物質対策の強化【一部新規】 9.9億円(8.9億円)

職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いた有害性評価を10年間で集中的に実施する。(「既存化学物質評価10ヵ年計画」)

(7) 職場でのメンタルヘルス対策の推進 33億円(36億円)

平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、改正が予定される労働安全衛生法による小規模事業場などに対する面接指導の実施などを支援する。

また、事業場でのメンタルヘルス不調者の職場復帰支援について、モデルプログラムの策定などにより充実を図る。

(8) 職場での受動喫煙防止対策の推進 **12億円(7.4億円)**

職場での受動喫煙防止対策を推進するため、中小企業事業主に対する喫煙室設置に係る財政的支援を拡充する。

また、受動喫煙の有害性や対策の必要性についての周知、啓発を行う。

4 良質な労働環境の確保

71億円(74億円)

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底 **35億円(41億円)**

雇用戦略対話での合意に基づき、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。

また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 **16億円(15億円)**

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーの体制の強化を図る。

(3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】 **90百万円(72百万円)**

「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などに基づき、この問題の予防・解決に向けて国民や労使に周知・広報を実施する。

また、労使がこの問題への取組を進める際に活用できる参考資料を作成するとともに、具体的な取組を促していくためのセミナーを開催する。

(4) 労働法制の基礎知識の普及促進 **50百万円(23百万円)**

若者を中心に事業所の法違反やトラブルによる早期退職を防止するため、労働法制の基礎知識の普及を図る。

また、個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業者などに対し、

労働契約法などの労働関係法令の教育、情報提供などを実施する。

(5) 義肢等補装具費支給制度の拡充【一部新規】 86百万円(52百万円)
筋電電動義手など、義肢等補装具費支給制度の拡充を図る。

(6) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上 18億円(17億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進などにより、労働保険料の収納率の向上を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,913億円(8,957億円)を計上。

※ 国家公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う中央労働委員会の体制整備に必要な経費については、予算編成過程で必要に応じて措置を講ずる。

5 震災復興のための労働安全衛生対策 9.2億円(9億円)

(1) 復興工事に従事する労働者の安全確保【一部新規】 2.5億円(3億円)
被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

(2) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策 5.1億円(6億円)

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置などについて立入調査などによる適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた緊急作業従事者に対し、がん検診などを実施する。

(3) 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導【新規】 1.6億円

除染、復旧・復興作業などを行う中小零細企業の団体を通じて、適切な放射線管理の実施について指導を行う。